

新型コロナウイルス感染症による影響に対応する 「景気変動対策資金」を開始します



受付開始 令和2年3月23日から

今般の新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響に対応するため、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号及び5号に対応した市制度融資「景気変動対策資金」を設置することとしました。

制度名	景気変動対策資金
融資対象者	下記のすべてを満たす必要があります。 ・常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人 ・中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を主たる事業として営み、かつ、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号、又は第5号に規定する特定中小企業者としての認定を受けている者 ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営む者 ・納期の到来した静岡市民税を完納していること
資金使途	運転資金、設備資金 ※運転資金でのみ借換可
融資額	3,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
返済方法	元金均等月賦返済
利率	年1.5%（基準金利1.97%の内、市利子補給率0.47%）
保証料率	保証協会の定めによる
保証人	保証協会の定めによる
申し込み先	市内に本店又は支店を有する地方銀行・信用金庫・都市銀行・(株)商工組合中央金庫
受付	随時（産業政策課・静岡市産学交流センター）
必要書類	資金申込書、セーフティネット保証認定書、納税証明書 見積書（設備を伴う場合）、借換計画書（借換を伴う場合） 保証協会が定める書類
その他	信用保証料25%補助の適用

- ※ 申込方法については、下記へお問合せください
- ※ 各制度の詳細、申込・申請書類については、市ホームページから取得できます
- ※ 各制度の申込にあたり、静岡市並びに外部機関等の一定の審査を要します
また、中小企業信用保険法第2条第5項4号又は5号の認定を受けたものに限りません。
- ※ 当資金の予算執行状況に応じて、申込を締め切り、又は制度を見直す場合があります。

【お問合せ先】

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 中小企業支援係 電話 054-354-2232